

利用者の災害時避難のための計画づくりを学ぶ

「個別避難計画」作成支援者研修会

第1回
南部地域

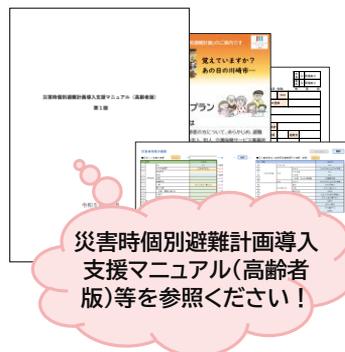
日時：令和6年1月17日（水）14:00～16:00
場所：川崎市本庁舎 2階ホール
（川崎区宮本町1番地）

第2回
中部地域

日時：令和6年1月29日（月）13:30～15:30
場所：ANIMAMALLかわさき
（中原区上平間1700番地8）

第3回
北部地域

日時：令和6年2月14日（水）14:00～16:00
場所：多摩区役所6階 601会議室
（多摩区登戸1775番地1）



川崎市

(業務委託先) 国土防災技術株式会社

- 本動画は、令和6年1月、2月に開催いたしました、「利用者の災害時避難のための計画づくりを学ぶ 『個別避難計画』作成支援者研修会」における説明内容をまとめたものです。
- 令和5年12月に公開した「災害時個別避難計画導入支援マニュアル（高齢者版）」に沿って個別避難計画の作成支援方法を解説していますので、本市ホームページより、マニュアル及び付属資料を適宜ダウンロードのうえ、参照してください。

事業の概要と本研修会の目的

1. 事業の概要

<背景>

東北、関東甲信越を中心に広域かつ甚大な被害をもたらした令和元年台風第19号等、激甚化・頻発化する水害・土砂災害に対し、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、市町村は、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者（以下「要支援者」という。）に個別避難計画を作成することが努力義務化されました。

<本市の取組み>

本市では、要支援者の中でも、特に災害時において支援が必要な方を「優先度が高い方」とし、これらの方々に対して令和7年度末までに個別避難計画を作成することを目標とし、令和3年度に災害時個別避難計画に関する検討会を設置し、介護・福祉などの職種団体等のご協力のもと、避難先でのケアを含め支援が必要な要支援者の把握から関係者との調整による個別避難計画の作成までの仕組みづくりを進め、「災害時個別避難計画導入支援マニュアル」にまとめて昨年12月に公開しました。

2. 研修会の目的

本研修会は、計画作成支援者のケアマネジャー等の皆さんが、マニュアルをもとに個別避難計画を円滑に作成支援できるようになることをねらいとし、次の目的で研修会を実施します。

- ① 個別避難計画制度の考え方と市の方針、具体的な計画作成支援の方法を理解する
- ② 同一または近隣地域の参加者間で情報共有しながら進めるためのきっかけを提供する

2

- 本事業の概要と本研修会の目的はこちらのとおりです。
- 近年、激甚化・頻発化する水害・土砂災害に対し、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、令和3年5月の法改正により、避難行動要支援者の個別避難計画の作成が努力義務化されました。
- 本市では、避難行動要支援者のなかでも特に優先度が高い方に対して、令和7年度末までに個別避難計画を作成することを目標として、検討会による仕組みづくりを進め、令和5年12月にマニュアルを公開しました。
- 本研修会では、ケアマネジャー等の皆さんが、マニュアルをもとに個別避難計画を円滑に作成支援できることをねらいとし、
 - ① 個別避難計画制度の考え方と市の方針、具体的な計画作成支援の方法を理解すること
 - ② 同一または近隣地域の参加者間で情報共有しながら進めるためのきっかけを提供することを目的としています。

本日の内容

1. 個別避難計画とは
2. 計画作成の進め方
3. 計画の管理・見直し
4. 質疑応答



<参照資料>

- ・災害時個別避難計画導入支援マニュアル
- ・【様式1】災害時個別避難計画の作成対象者管理ツール
(様式1添付) 管理ツール操作マニュアル
- ・【様式2】災害時個別避難計画の作成に関する案内資料
- ・【様式3】同意書
- ・【様式4】災害時個別避難計画様式【簡易版】
- ・【様式5】共通帳票 ※川崎市介護支援専門員連絡会 発行
- ・【参考資料1】災害時個別避難計画導入支援マニュアル別冊 計画事例集
- ・【参考資料2】Q & A集
- ・【参考資料3】マイ・タイムライン作成シート

全ての資料は市HPより
ダウンロード可能です



川崎市ホームページ「『災害時個別避難計画導入支援マニュアル(高齢者版)』の公開について」
<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000157160.html>

3

- 研修会の内容はこちらのとおりです。
- 市のホームページに掲載されている、災害時個別避難計画導入支援マニュアル、様式等の資料を適宜参照してください。

1. 個別避難計画とは

4

- 1. 個別避難計画とは
- まず、個別避難計画制度が始まった背景や個別避難計画の概要について、マニュアル1章の内容を中心に説明します。

1. 個別避難計画とは 背景 ～豪雨災害における高齢者・障害者の犠牲～

● 近年の豪雨災害では犠牲者の多くが高齢者である

－ 屋内での被害が多く、「逃げ遅れ」の結果である

※過去の災害における高齢者の死者の割合（高齢者の死者数/全体死者数）

・ 令和2年7月豪雨 （うち熊本県）	約 79% (63人/80人) 約 85% (55人/65人)	※65歳以上
・ 令和元年台風第19号	約 65% (55人/84人)	※65歳以上
・ 平成30年7月豪雨 （うち市区町村別死者数最大の倉敷市真備町）	約 70% (131人/199人) 約 80% (45人/51人)	※愛媛県、岡山県、広島県の死者数のうち、60歳以上 ※70歳以上

真備地区での犠牲者のほとんどが、**非流出家屋の屋内で遭難の可能性**

牛山素行「平成30年7月豪雨による人的被害等についての調査（速報）」（平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキング第1回資料より）

内閣府「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」（令和2年12月）より

令和元年東日本台風による年代別死者数（84名）

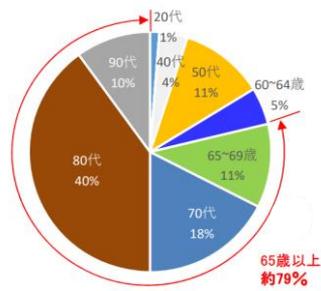
※令和元年12月12日時点



※出典：国土交通省「令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ」第1回 資料（令和元年12月18日）より

令和2年7月豪雨による年代別死者（80名）

※令和2年8月12日時点



※出典：国土交通省「令和2年7月豪雨等を踏まえた避難情報及び広域避難等に関するサブワーキンググループ」第3回 資料4（令和2年8月21日）より

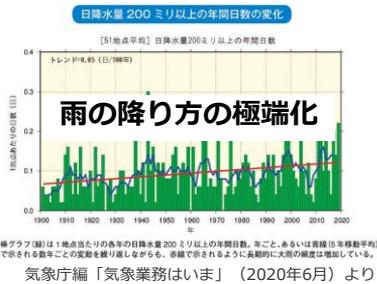
- 最初に、個別避難計画の制度が始まった背景について解説します。
- 一つには、豪雨災害において高齢者や障害者の犠牲が多いことがあります。
- 近年の災害の犠牲者のうち、70～80%程度が高齢者等となっています。
- これらの犠牲者については屋内での被害が多く、逃げ遅れの結果であることから、高齢者や障害者の避難をどう支援するかが課題となっています。

1. 個別避難計画とは

背景 ～気候変動による災害の激甚化と災害脆弱性の高まり～

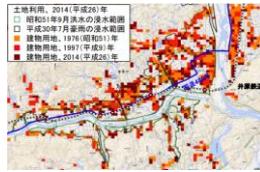
● 住民主体の取組強化による防災意識の高い社会の構築が必要

地球温暖化に伴う気象状況の激化



- 防災行政の現状として、突発的に発生する激甚な災害に対し、既存の防災施設、行政主導のソフト対策のみでは災害を防ぎきれない
- 行政を主とした取組ではなく、**国民全体で共通理解のもと、住民主体の防災対策に転換していく必要がある**

社会の災害脆弱性の高まり



都市化

- 災害リスクが高い地域への人口集中
- 地域の無秩序な市街地化

高齢化・核家族化

- 家族で避難ができない
- 災害情報弱者
- 助け合う力の低下



地域コミュニティの関係性変化

- 災害リスクの共有不足
- 近所づきあいの希薄化
- 自治会の高齢化による共助力の低下



中央防災会議防災対策実行会議 平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ「平成30年7月豪雨を踏まえた 水害・土砂災害からの避難のあり方について(報告)」より

6

- また、気候変動による災害の激甚化と社会の災害脆弱性の高まりにより、災害リスクが高まっていることも背景の一つです。
- 地球温暖化に伴い気象状況が激化していることに加え、都市化や高齢化・核家族化、地域コミュニティの関係性変化といった社会の変化によって、災害に対する脆弱性が高まっていることで、災害が起こったときに被害に遭いやすい状況になっています。
- これらの社会環境の変化を踏まえ、国は、行政を主とした取り組みから、住民主体の防災対策への転換により、防災意識の高い社会の構築が必要であると報告しています。

1. 個別避難計画とは

背景 ～令和元年東日本台風の教訓と川崎市の取組方針～

- 令和元年東日本台風（台風19号）では市内各地で浸水被害が発生、高齢者等の避難の実効性を高めることが課題

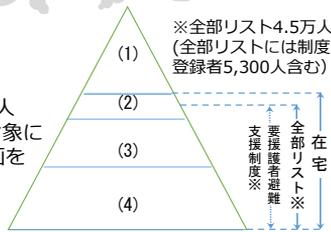


【災害時要援護者の状態】

- ① 施設入所者：計19,000人
障害者2,000人、高齢者17,000人
- ② 在宅医療的ケア児・者：154人
※人工呼吸器が必要な方46人
- ③ 在宅福祉サービス利用者：13,000人
※障害者について、約2,000人を対象に優先度の高い方から個別避難計画を作成
- ④ 福祉サービス未利用者：31,000人

対象者が多い

地域の支援体制にも課題



優先度の高い高齢者（約2,500人）を対象に、避難の実効性を高めるため、個別避難計画の作成に取り組むことに

7

- 私たちの暮らす川崎市でも、令和元年東日本台風（台風19号）の教訓をもとに、取組を始めています。
- このとき、市内各地で浸水被害が発生し、これまで取り組んできた災害時要援護者の避難支援制度の課題が改めて認識されました。
- そこで、優先度の高い高齢者については、一人ひとりの避難支援体制を構築して避難の実効性を高めるため、個別避難計画の作成に取り組むことになりました。

1. 個別避難計画とは

背景 ～近年の災害教訓を踏まえた要支援者名簿・個別避難計画の導入～



東日本大震災 大槌町の様子



令和元年東日本台風 千曲川鉄橋崩落

災害時の高齢者・障害者や支援者の**確実な避難**のために…

– H23 東日本大震災
避難行動要支援者名簿の作成義務化（平成25年法改正）

- H29 平成29年九州北部豪雨
– H30 平成30年7月豪雨（西日本豪雨）
– R01 令和元年東日本台風
– R02 令和2年7月豪雨

名簿だけでは
うまくいかない！

個別避難計画の作成努力義務化

（令和3年法改正）

これまでの川崎市の取り組み

（障害分野・医ケア分野）

- R4.1～ 障害者約2,000名（障害支援区分6を優先）の計画作成等を開始
- R5.2～ 医療的ケア児・者150名の計画を作成

（高齢分野）

- R3 内閣府の「個別避難計画の作成プロセスを構築する取組を支援するモデル事業」に参加
- R3～ 「川崎市高齢者災害時個別避難計画に関する検討会」を設置
- R5.12 「災害時個別避難計画導入支援マニュアル」を公表

8

- 全国的にも、近年の災害教訓を踏まえて取組が推進されています。
- 平成23年の東日本大震災の教訓を踏まえて避難行動要支援者名簿の作成が義務化され、ほとんどの市町村で作成が進められています。
- しかしながら、その後の豪雨災害においても、名簿だけでは避難支援が適切に進められない実態が明らかになり、令和3年の災害対策基本法改正により、個別避難計画の作成が努力義務化されました。
- 川崎市では、障害分野や医ケア分野で先行的に作成を開始しており、高齢分野についても国のモデル事業に参加したほか、外部委員を含めた検討会で仕組みの検討を進め、昨年12月に災害時個別避難計画導入支援マニュアルを公表しました。

・ 目的

- 災害時避難行動要支援者名簿に掲載された要支援者や避難支援等関係者が円滑に避難するために事前に必要な準備を進め、災害発生のおそれのある時に迅速に避難支援等を行うこと

・ 計画の共有

- 災害の発生に備えて平常時に関係者に提供される
- ただし災害時には、市町村長の判断で、情報提供に同意のない要支援者についても、情報が提供される

災害対策基本法第49条の15
内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月改定）参照

・ 計画（風水害）の範囲

- まずは**命を守るために安全に避難を完了するまでの支援内容**を中心に検討
- ただし、避難先で必要な介護等の支援を受けられるかといった視点を考慮して、避難先を選択

本市ではまずは風水害を対象
とした計画作成を進めます



ポイント解説 要支援者の「避難」のポイント

- ✓ 準備や移動の時間を考慮して早めの避難が重要
- ✓ 早めの避難であれば介護保険サービスを利用した移動手段や避難先の確保がしやすくなる

10

- 個別避難計画の目的は、災害発生のおそれのある時に迅速に避難支援等を行うこと、そしてそのために、事前に必要な準備を進めること です。
- 個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるためには、事前に必要な準備を進め、また、計画を平時から避難支援に関わる関係者に提供する必要があります。
- 計画を作成するかどうか、そしてその計画を平時から関係者に提供するかどうかは、本人の同意を前提としていますが、災害時など、避難行動要支援者の生命又は身体に具体的な危機が迫っている状況下では、個人情報等の利用による利益が当該情報の保護による利益に優越すると考えられるため、市町村長の判断により、情報提供について同意のない要支援者についても情報が提供されます。これらは同意書内に説明があります。
- 川崎市では、まずは風水害を対象とした計画作成を進めることとしています。計画の範囲は、「命を守るために安全に避難を完了するまで」となり、避難先での生活支援は原則含まれません。
- ただし、避難先を選択する際には、その避難先で必要な介護等の支援を受けられるかといった視点を考慮していただく必要があります。

● 計画作成支援者・避難支援者の責任

- 個別避難計画は、避難支援者自身やその家族などの安全が前提のため、**避難支援が必ずなされることが保証されるものではない**
- 計画内容を実行できなかった、あるいは計画に基づく避難の結果、要支援者が負傷または死亡した場合に、**計画作成支援者や避難支援者として記載された者が責任を負うものではない**

内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月改定）参照

● 計画作成支援者（ケアマネジャー等）の役割

- 本人又は家族等の**意向を踏まえ、計画作成を支援**
 - 本人や家族の状況から、発災時及び発災後のリスクを想定し、必要な避難支援方法の選択を支援
 - 災害時に避難支援等実施者間で情報を共有できる仕組みづくり

避難の基本は
本人・家族の
自助

本人と信頼関係のあるケアマネジャーの協力が不可欠



本人・家族

←
計画作成を
支援



ケアマネジャー等

- 災害によるリスクを想定
- 情報収集、関係団体等との調整

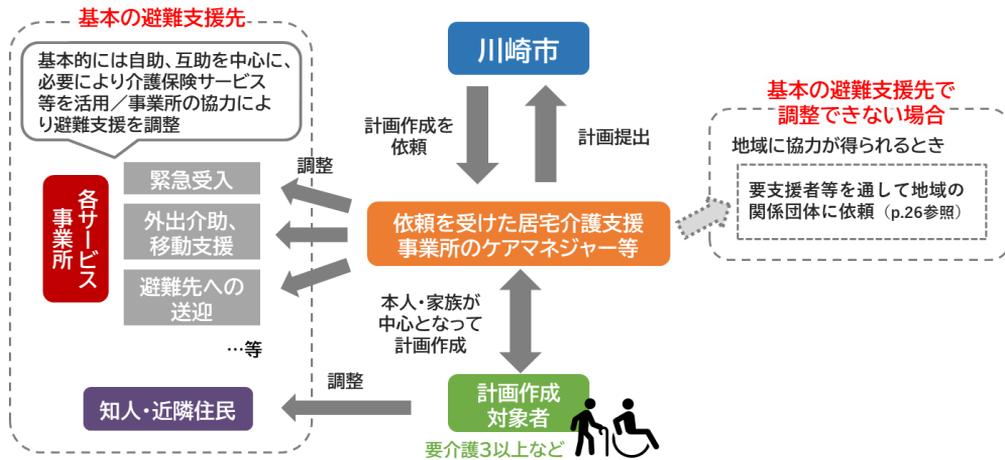


11

- 次に、個別避難計画の関係者の責任と役割についてご説明します。
- 災害時の避難支援は、避難支援者自身やその家族などの安全が前提にありますので、個別避難計画に基づく避難支援が必ずなされることを保証するものではありません。
- また、計画内容を実行できなかったり何かあったりした場合に、計画作成支援者や避難支援者の方が責任を負うものでもありません。
- あくまでも、避難支援をしてくれる方と計画を共有して災害に備えることで、避難する際に、支援を受けることができる可能性を高めることを目的とした計画です。
- そして、ケアマネジャーの皆さんには、本人または家族等の意向を踏まえて、計画作成を「支援」という役割をお願いしています。
- 前提として、避難の基本は本人と家族の自助にあります。ですが、要支援者については、自助だけでは避難支援の実効性が十分に確保できない可能性がありますので、計画作成を支援する必要があり、本市としては、本人や家族のことをよくご存じで信頼関係のある、ケアマネジャーの皆さんの協力が不可欠であると考えています。

● 各関係団体等の役割

- **川崎市**：提出された計画の確認・管理、報酬支払、計画の作成指導、個別避難計画に関する理解の促進等、地域特性に応じた情報提供や取組支援、災害時の計画の活用及び提供
- **各地域包括支援センター**：地域ケア会議等を活用した情報収集・提供
- **本人の日常生活を支援する関係者**：各制度その他に基づき提供する避難支援や避難先での生活支援等



12

- このように、本来、本市が作成すべき個別避難計画については、本人と信頼関係のあるケアマネジャーの皆さんのご協力を得ながら、進めていきます。
- 本市では、提出された計画の確認・管理や報酬支払、計画の作成指導、個別避難計画に関する理解の促進、地域特性に応じた情報提供や取組支援、災害時の計画の活用及び提供等を行います。
- また、各地域包括支援センターには、日常の仕組みである地域ケア会議等を活用した、情報収集や提供をお願いする予定です。
- 介護保険サービス事業所や地域の高齢者見守り活動を行う団体など、本人の日常生活を支援する関係者には、災害時においても、各制度その他に基づく避難支援や避難先での生活支援をお願いする予定です。
- ケアマネジャーの皆さんには、日常の仕組みやネットワークを活用した避難支援の体制づくりに、可能な限りお力添えをいただきますようお願いいたします。

● 作成対象者＝避難行動要支援者とは

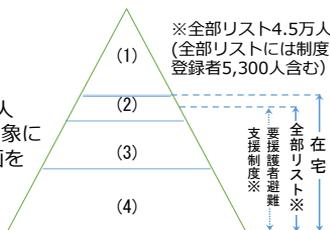
- － 災害が発生し、または発生するおそれがある場合に自力で避難することが困難な者で、円滑かつ迅速な避難にあたり特に支援を要する人
- － 本市では次のような方を要支援者として「災害時避難行動要支援者名簿」に掲載

<川崎市 災害時避難行動要支援者名簿掲載者>

- 要介護3～5の高齢者
- 身体障害1～4級（肢体不自由4級を除く）、知的障害：最重度～中度、精神障害1～2級の障害者
- 災害時要援護者避難支援制度登録者

【災害時要援護者の状態】

- ① 施設入所者：計19,000人
障害者2,000人、高齢者17,000人
- ② 在宅医療的ケア児・者：154人
※人工呼吸器が必要な方46人
- ③ 在宅福祉サービス利用者：13,000人
※障害者について、約2,000人を対象に優先度の高い方から個別避難計画を作成
- ④ 福祉サービス未利用者：31,000人



(高齢者については)

要介護3以上の単身等や寝たきり、特別な医療を受けている方を最優先として、令和7年度末までに作成を進める

13

- 個別避難計画の作成対象者は、避難行動要支援者です。
- 避難行動要支援者とは、災害時等に自力で避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難に特に支援を要する人のことであり、本市では市内の方を避難行動要支援者として名簿に掲載しています。
- 高齢分野では、要介護3～5の高齢者に加え、災害時要援護者避難支援制度登録者も対象に含まれます。この要援護者避難支援制度は、自力又は家族等の支援のみでは災害時に避難が困難として本市に申込をし、登録した在宅で生活する高齢者となりますので、その状態像にはかなりばらつきがある状況です。
- そのため、本市では、まずは要介護3以上の単身、寝たきり、特別な医療を受けている方を、令和7年度末までに優先して作成を進めることとしています。

1. 個別避難計画とは

(参考) 障害者及び医療的ケア児・者に対する取組状況

・ 障害分野

- 優先度の高い約2,000人を対象に、令和4年1月より作成中（令和5年12月時点で450件作成済）
- 優先的な計画作成の対象者：障害福祉サービス利用者のうち【独居等】（※）の方で、次の(1)あるいは(2)に該当する方
(1)障害支援区分4から6の方（区分6の方については、独居等の要件を除く）
(2)移動に関するサービス（移動支援・同行援護・行動援護）の利用者
（※）【独居等】とは、単身世帯以外にも、日中のみ独居の方や、障害者や高齢者のみの世帯を想定しており、できる限り多くの方を作成対象とする
- 相談支援専門員または市職員による作成支援
- 在宅避難を希望される方が多い

・ 医ケア分野

- 医療的ケア児・者約150人を対象に、令和5年2月より作成中
- 本市医療的ケア児・者等支援拠点による作成支援

▶▶▶ 計画内容の分析・課題の検討は今後の課題

川崎市HP「障害者災害時個別避難計画について」より
<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000148328.html>

氏名	住所	障害種別	障害区分	サービス種別	サービス内容	避難場所	避難経路	避難手段	備考
田中 太郎	〒113-0033 東京都文京区千石1-1-1	知的障害	4	移動支援	移動支援サービス	川崎市立千石小学校	徒歩	徒歩	
山田 花子	〒113-0033 東京都文京区千石1-1-1	知的障害	5	同行援護	同行援護サービス	川崎市立千石小学校	徒歩	徒歩	
佐藤 一郎	〒113-0033 東京都文京区千石1-1-1	知的障害	6	行動援護	行動援護サービス	川崎市立千石小学校	徒歩	徒歩	

氏名	住所	医療的ケア内容	サービス種別	サービス内容	避難場所	避難経路	避難手段	備考
鈴木 太郎	〒113-0033 東京都文京区千石1-1-1	人工呼吸器	医療的ケア	人工呼吸器	川崎市立千石小学校	徒歩	徒歩	
高橋 花子	〒113-0033 東京都文京区千石1-1-1	人工呼吸器	医療的ケア	人工呼吸器	川崎市立千石小学校	徒歩	徒歩	

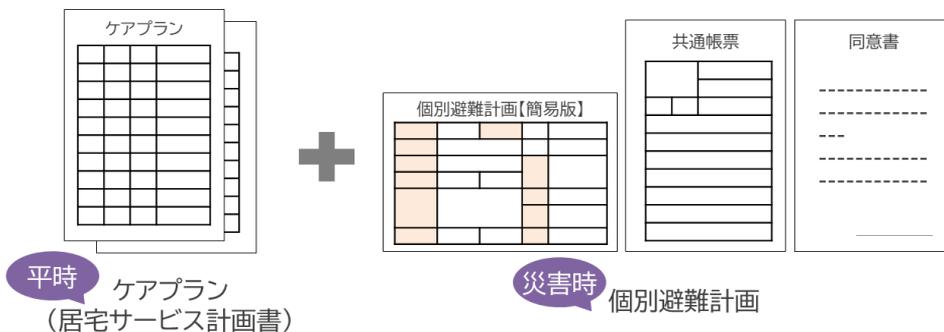
障害者災害時個別避難計画（様式）

14

- 参考まで、個別避難計画について障害分野と医ケア分野で先行的に取り組んでいる状況はこちらのとおりです。
- 現在計画作成を進めている段階であり、作成された計画内容の分析は今後の課題です。

● 個別避難計画とケアプラン

- ケアプラン（居宅サービス計画書）と併せて管理



● 実効性のある計画に向けて（今後の課題）

- 計画の立案後は、訓練を通じた計画内容の検証を行い、必要に応じて改善することが望ましい



15

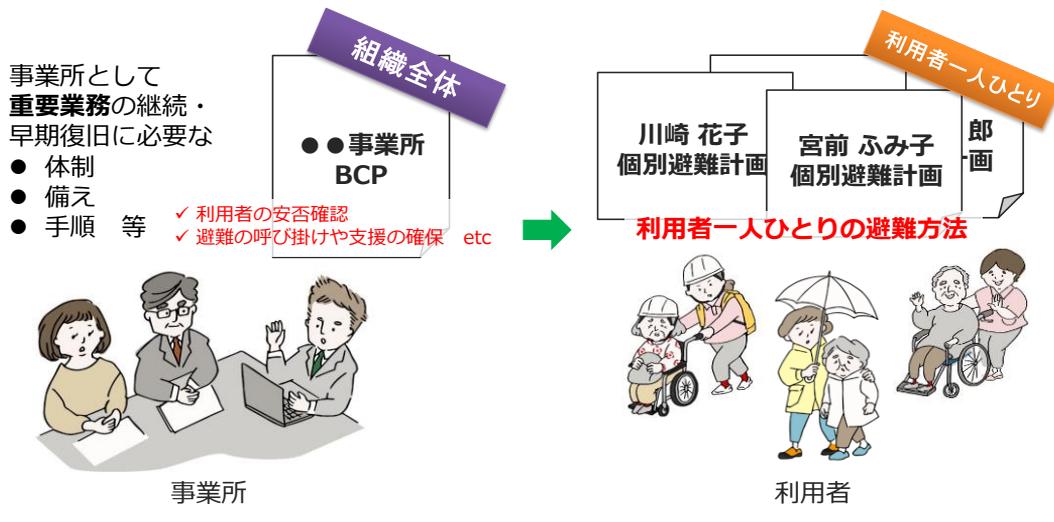
- 個別避難計画の位置づけと管理についてご説明します。
- 個別避難計画は災害時の、特に避難に特化した計画ですが、災害時であっても、食事、排せつ、服薬確認など生命維持に欠かすことができない必要な支援につきましては、平時と変わりありませんので、平時の計画であるケアプランの居宅サービス計画書と併せて管理してください。
- 川崎市の個別避難計画の様式は、共通帳票または各事業所で使用している帳票とともに提出いただくことで、概ね避難に関する項目のみ記載する簡易版となっています。
- また、作成した計画については訓練等により内容の検証を行い、必要に応じて改善することで、実効性のある計画となるように取り組むことが重要です。

1. 個別避難計画とは (参考) BCPと個別避難計画の関係

● BCP（事業継続計画：Business Continuity Plan）とは

- 大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、**重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のこと**

厚生労働省老健局「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」（令和2年12月）より



16

- 参考まで、BCPと個別避難計画の関係について説明します。
- BCPは、自然災害などの不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短時間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のことであり、法人や事業所など組織全体の計画です。
- これに対して、個別避難計画は利用者一人ひとりの計画です。
- 居宅介護支援事業所のBCPには、事業所としての重要業務に「利用者の安否確認」や「避難の呼び掛け・支援の確保」などが整理されていると思いますが、個別避難計画は、利用者やその家族の状況にあわせて安否確認や避難支援の方法を個別具体的に整理したものです。
- 同じ災害を想定した計画ではありますが、位置づけが異なります。BCPがあるから個別避難計画は作成不要 ということはありません。組織の計画であるBCPを踏まえて、個別避難計画の作成支援をお願いします。

● 本人・家族の参加と自助力の向上

- 防災の基本は「自助」
- 本人・家族及び避難支援等実施者の意向を踏まえて計画作成を支援
- 計画作成の支援を通して、本人・家族の自助力を向上させることが不可欠

＜本人・家族の自助の例＞

- ・ 自宅の災害危険性を知る
- ・ 避難の必要性を理解する
- ・ すぐに移動できるよう避難の準備を行う
- ・ 必要な持ち物を検討し、備えておく等



● 避難支援体制の構築に向けて…

- 発災時の支援は日常生活の延長線上
- 本人を中心に、平時からの関係性づくりのきっかけに



計画作成の支援をきっかけとして
自助力や日常生活における関係性の向上を

- 最後に、本人・家族の計画作成への参加について補足します。
- 防災の基本は自助であり、本人・家族の参加は不可欠です。まずは本人・家族が、災害があった時にも助かりたい、助かろうという気持ちを持っていただくことが第一です。
- 避難支援体制の構築に向けても、発災時の支援は日常生活の延長線上にあります。
- この計画作成の支援をきっかけとして、本人・家族の自助力や日常生活における関係性の向上を図ることを目指していただけたらと考えています。

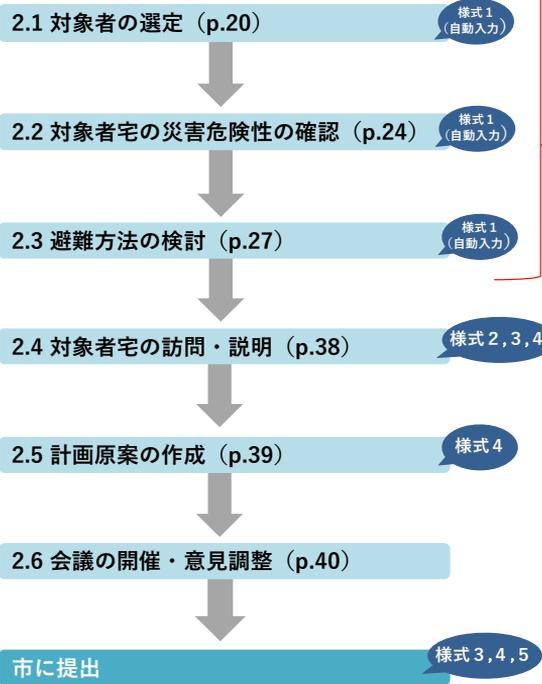
2. 計画作成の進め方

18

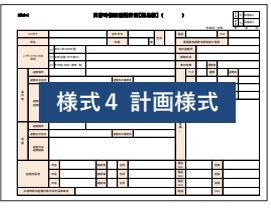
- 2. 計画作成の進め方
- ここでは、具体的な計画作成の進め方について、マニュアル2章に沿ってご説明します。

2. 計画作成の進め方 計画作成の流れ

マニュアル
p.8



【様式1】管理ツールで対象者の情報を入力すると、災害危険性や優先度等が自動的に表示されます



本研修会資料内の該当ページを示しています

※様式5は、川崎市介護支援専門員連絡会の会員以外では事業所等で使用している帳票を使用可

- 計画作成の流れはこちらのとおりです。
- 対象者の選定と災害危険性の確認は、様式1の管理ツールを用いて簡易的に行うことができます。
- そのうえで、避難方法を検討し、対象者に説明を行って同意が得られたら、計画原案を作成、会議等にて調整を行って、市に提出してください。

・ 対象者ごとの計画作成方法

- 要介護3以上の高齢者等について、担当ケアマネジャー等の支援により、「災害時個別避難計画簡易版」を作成

対象者	リスク区分	作成方法	様式 ※参考資料に掲載
要介護3以上（※1）	ハイリスク	担当ケアマネジャー等による支援	災害時個別避難計画簡易版 + 共通帳票等
上記以外（※2）	ミドルリスク ローリスク	本人・家族の自 助	マイ・タイムライン作成シート

（※1）介護保険サービスを利用している者に限る。

（※2）要介護3未満でも認知症である独居等の高齢者について、担当ケアマネジャー及び各事業所の判断で個別避難計画の作成を行うことも可能。



まずは事業所の要介護3以上の利用者の情報を様式1 管理ツール（マクロ付Excel）に入力し、優先度を整理しましょう

※管理ツールは区ごとにファイルが分かれています



- まず、対象者の選定を行います。
- 個別避難計画の作成対象は、原則的に要介護3以上の利用者の方です。
- その他の方は本人・家族の自助により、マイ・タイムラインを作成していただくことになります。
- まずは各事業所の要介護3以上の利用者について、様式1 管理ツールを用いて、計画作成優先度を整理します。

(様式1添付) 管理ツール操作
マニュアルも参照してください

● 管理ツールを用いた優先度の整理

基礎情報の入力

対象者情報の編集

■ ①本人と世帯の情報 クリア

No.	項目	入力欄	必須
1	No.	2	動
2	被保険者番号	0000000000	動
3	生年月日	1931/1/31	動
4	基本情報		動
5	年齢	92	動
6	性別	男性	動
7	事業所名	aaa	動
8	区小種別	〇〇区〇町1丁目xx-1	動
9	(参考) 要援護者登録	有	動
10	単身等	該当なし	動
11	本人・世帯の特別な医療	該当なし	動
12	特別な事情	なし	動
13	認知症(訪問・意見書で大きい)	該当なし	動
14	特別な事情等についてコメント	なし	動
15	居住		動
16	居住階 (数値入力)	2	動
17	自宅構造	木造	動
18	建物分種	戸建	動
19	立地 (崖上か)	該当なし	動

■ 入力欄の凡例
 直接入力 フルダウン式入力 自動入力

■ 操作手順
 (1) : 対象者の「①本人と世帯の情報」の必須項目を入力する。
 (2) : 「検索」ボタンを押すと、対象者の「②災害危険性と指定避難所の情報」が自動的に入力される。
 (3) : ①と②の内容を踏まえて、自動的に「③判定結果」が表示される。

■ 対象者の検索
 下記の項目のどちらかを入力し、検索ボタンを押してください。

No.	項目
1	No.
2	被保険者番号

災害危険性、指定緊急避難場所の表示

■ ②災害危険性と指定避難所の情報 (自動) キャンセル 登録

No.	項目	出力欄
20	土砂災害	なし
21	洪水	浸水深 洪水3.0m以上5.0m未満
22	沿岸浸食	なし
23	氾濫	有
24	(参考) 浸水継続	4週間未満
25	内水	浸水深 内水0.2m以上0.5m未満
26	名称	〇〇中学校
27	居住地区内	〇〇区〇町x-xx-x
28	直線距離	150m
29	指定避難所情報	名称 △△小学校
30	最寄り1	住所 〇〇区〇町***-**-**
31		直線距離 376m
32	最寄り2	住所 □□小学校
33		直線距離 〇〇区〇町x-2x-2
34		直線距離 169m

避難の必要性、計画作成優先度表示

No.	項目	出力欄
36	判定1	避難の必要性 ●
37		計画作成優先度 A
38	判定2	優先度 S
39		修正
40		手動修正可能

各判定結果から個別避難計画の作成優先度が表示されます

S → A → B → C

優先度高 優先度低

※優先度ランクについては次頁参照

ケアマネジャーの判断によって最終的な優先度を変更できます

災害危険性から「退避※1」 / 「自宅待機可※2」が自動で判定されます

※1「退避」… 自宅建物からの退避が原則ですが、垂直避難が可能な場合もあります。
 ※2「自宅待機可」… 自宅で待機することができます。ただし、居住する建物自体が浸水する場合には、浸水継続時間等を考慮する必要があります。

- 様式1 管理ツールの「入力・検索シート」を用いて、左側に対象者一人ひとりの情報を入力し、検索ボタンを押すと、右側に自宅の災害危険性と指定緊急避難場所の情報が自動表示されます。
- さらにその下に、避難の必要性と計画作成優先度も表示されます。
- 計画作成優先度は、入力された情報をもとに次のページの基準に従って判定されますが、ケアマネジャーの判断によって変更することも可能です。
- また、右上の登録ボタンを押すと、入力された情報が「対象者管理表」に登録され、対象者の一覧表が作成できます。

(様式1添付) 管理ツール操作
マニュアルも参照してください

● 優先度の考え方

- 本市では、ハザードマップで危険な区域に居住する高齢者等のうち、介護保険サービスを利用する要介護3以上で单身等、寝たきり、特別な医療を受けている方について 令和7年度までに優先的に作成
- その他でも、担当ケアマネジャー及び事業所が個別避難計画を優先的に作成した方がいいと考える対象者については、令和7年度までに作成

管理ツールによる計画作成優先度の標準的な判定基準

※ 管理ツールに表示される優先度ランクです

判定基準		ランク※	作成時期	
ハザードマップで危険な区域に居住	避難の必要性・有	S	令和7年度までに作成	
				要介護3以上で寝たきり（障害高齢者の日常生活自立度ランクB以上）
				要介護3以上で特別な医療を受けている（認定調査票の処置内容、特別な対応が1以上ある）
	低（※）	A	令和8年度以降	
				要介護3未満でも認知症で独居など
	B			
上記以外		C		

(※) 避難の必要性「低」とは、自宅建物では居住階未満の浸水のみが想定され、自宅待機が可能であると判断される場合です。ただし、浸水継続時間が長ければ（本人・世帯の状況により基準は異なります）優先度を上げるなど調整してください。

- 計画作成優先度の考え方と管理ツールで表示されるランクはこちらのとおりです。
- 本市では、ハザードマップで危険な区域に居住する高齢者等のうち、介護保険サービスを利用する要介護3以上で单身、寝たきり、特別な医療を受けている方等について、令和7年度までに優先的に作成することとしています。
- 要介護3以上でも避難の必要性が低い方や、要介護3未満でも認知症で独居などで必要性がある方については、令和8年度以降に計画作成を進めることとしています。
- ただし、担当ケアマネジャー及び事業所が優先して個別避難計画を作成した方がいいと考える方については、令和7年度までの作成の対象としまして整理いただきますようお願いいたします。

2. 計画作成の進め方
 (参考) 優先度別計画作成スケジュールの管理

様式1
 管理ツール

(様式1添付) 管理ツール操作
 マニュアルも参照してください

● 優先度に応じた進め方

- 対象者が優先度順に表示される「優先度別スケジュール管理表」をもとに、計画作成の担当者や同意の有無、計画作成・更新のスケジュールを管理

No	被保険者 番号	計画作成優先度	予定検討時		作成時			更新時			
			担当者	作成予定期間	計画作成 の同意	情報提供(平 時)の同意	当初 作成年月	最終 更新年月	最終更新内容	更新 回数	
例	0000000000	S	R7年度まで	田中	R6 (2024年度)	あり	あり	2024年4月	2026年4月	転倒による骨折後、歩行困難になったため修正	1
例	0000000000	S	R7年度まで	佐藤	R6 (2024年度)	なし		2024年6月	未		0
例	0000000000	S	R7年度まで	鈴木	R7 (2025年度)	あり	なし	2025年4月	未		0
例	0000000000	A	R8年度以降	佐藤	R8 (2026年度)						
例	0000000000	B	R8年度以降	鈴木	R9 (2027年度)						
例	0000000000	C	R8年度以降	田中	R10 (2028年度)						

自動で表示

※提出等は必要ありません。
 各事業所にて、優先度に応じた進め方のスケジュールを検討するために適宜活用してください。

- 管理ツールの「優先度別スケジュール管理表」というシートには、「対象者管理表」シートに登録された対象者が、優先度順に並び替えられて表示されます。
- 計画作成の予定をたて、同意の有無や計画作成・更新のスケジュールを管理するために使用してください。
- そのほか、管理ツールの細かい操作方法については、「管理ツール操作マニュアル」を参照してください。
- なお、管理ツールは提出の必要はありません。各事業所で適宜活用してください。

● 洪水（外水氾濫）

- 大雨によって河川が増水し、堤防が決壊するなどにより氾濫が起こること

災害危険性がある場合：

- 浸水想定区域内
- 家屋倒壊等氾濫想定区域内（氾濫流／河岸浸食）



川崎市内水ハザードマップ（令和4年8月版）より

● 内水氾濫

- 下水道等の排水能力を超える大雨や河川の水位が高いときなどに、下水道や水路等から水があふれること

災害危険性がある場合：

- 浸水想定区域内



川崎市内水ハザードマップ（令和4年8月版）より

● 土砂災害（がけ崩れ）

- 大雨や台風等により、がけに水が浸透することでがけの強度が低下し、がけが突然崩れ落ちること

災害危険性がある場合：

- 土砂災害警戒区域内
- 土砂災害特別警戒区域内
- 急傾斜地崩壊危険区域内



※土砂災害にはがけ崩れ（急傾斜地崩壊）のほか、土石流、地すべりの3つの現象があるが、川崎市内で発生する恐れのある土砂災害はがけ崩れのみ

24

- 次のステップは災害危険性の確認です。
- 風水害では、洪水、内水氾濫、土砂災害があります。
- 洪水とは、河川が増水し堤防の決壊等により氾濫が起こること、内水氾濫とは、下水道等で排水しきれず水があふれることです。
- 土砂災害にはがけ崩れ、土石流、地すべりの3種類ありますが、川崎市内ではがけ崩れのみ想定されています。

● 管理ツールで災害危険性を確認

(様式1添付) 管理ツール操作
マニュアルも参照してください

対象者情報の編集

キャンセル

更新

■①本人と世帯の情報

クリア

T

任意 → 検索

⇒ ■②災害危険性と指定避難所の情報 (自動)

クリア

No.	項目	入力欄	
1		2	-任意
2	被保険者番号	0000000000	-必須
3	生年月日	1931/1/31	-必須
4	年齢	92	-自動
5	性別	男性	-必須
6	事業所名	aaa	-必須
7	住所	〇〇区〇町1丁目xx-1	-必須
8	要介護度	3	-必須
9	(参考) 要介護者登録	有	-任意
10	単身等	該当なし	-必須
11	寝たきり	該当なし	-必須
12	特別な医療	なし	-必須
13	認知症(訪問・意見書で大きい方)	該当なし	-必須
14	特別な事情	なし	-必須
15	特別な事情等についてコメント		-14が「有」の場合、必須
16	居住階(数値入力)	2	-必須
17	自宅構造	木造	-必須
18	建物分類	戸建	-必須
19	立地(崖上か)	該当なし	-必須

No.	項目	出力欄
20	土砂災害	なし
21		
22	災害危険性	洪水
23		浸水深
24		河岸侵食
25	内水	氾濫流
26		(参考) 浸水継続
27	指定避難所	名称
28	居住地区内	住所
29		直線距離
30	最寄り1	名称
31		住所
32	最寄り2	直線距離
33		名称
34		住所

対象者の住所情報から 土砂災害、洪水、
内水の災害危険性が表示されます



管理ツールを用いて表示された災害危険性については、念のため
ハザードマップで確認してください

- 先ほどご説明した通り、対象者宅の災害危険性は管理ツールで確認することができますが、念のためハザードマップでも確認してください。

- 川崎市地図情報システム「ガイドマップかわさき」で確認
 - (<https://kawasaki.geocloud.jp/webgis/?p=1>)を用いて住所から各災害種の危険区域等を確認する



避難場所マークをクリックすると、エレベーターの有無を確認できます

26

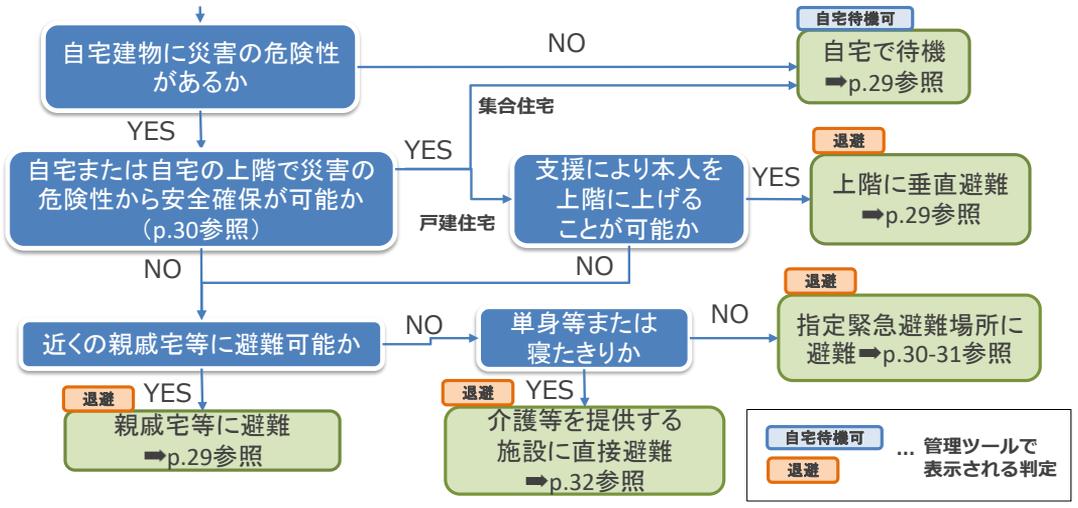
- 「ガイドマップかわさき」では、ウェブ上で対象者宅の災害危険性などを確認できます。
- 「防災マップ」を選択し、「住所」をクリックすると、対象者一人ひとりの住所を入力して各災害種のハザードマップの情報を調べることができます。
- 指定緊急避難場所のエレベーターの有無も確認できます。

● 避難方法の検討の進め方

- ① 自宅の災害危険性と構造・居住階により避難の必要性を確認
- ② 本人の状態や世帯の状況等を踏まえて避難先を選択

- 誰が
- どこに
- どうやって
- どんなタイミングで

要介護3以上の高齢者等

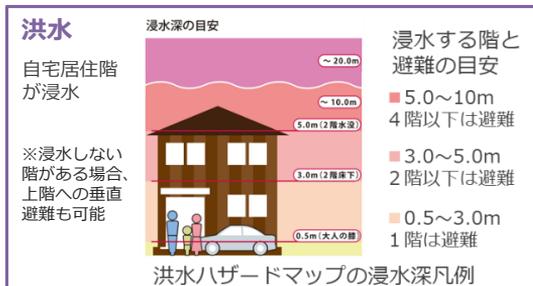


本研修会資料内の該当ページを示しています

- 次のステップは避難方法の検討です。
- 管理ツールで、対象者の災害危険性から避難の必要性を確認できます。「退避」と表示されたら、避難先と併せて避難方法を考えます。

● 避難が必要な場合

- － 洪水 → 自宅居住階が浸水／家屋倒壊棟氾濫想定区域内（家屋の構造による）
- － 内水 → 自宅居住階が浸水
- － 土砂災害 → 土砂災害警戒区域／特別警戒区域／急傾斜地崩壊危険区域内



家屋倒壊等氾濫想定区域内 氾濫流は木造の場合に危険

氾濫流



流速が速いため、木造家屋は倒壊するおそれがあります

河岸浸食



地面が削られ家屋は建物ごと崩落するおそれがあります

内閣府「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月改訂）より

土砂災害

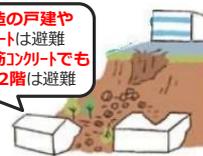
※堅牢なマンションの上階に居住している場合は、いずれかの区域内 自宅に留まることが可能（崖上にある場合を除く）

土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域

急傾斜地崩壊危険区域

木造の戸建や7/8パートは避難
鉄筋コンクリートでも1～2階は避難



崖上で区域内の場合には避難

28

- 避難の必要性については、洪水、内水氾濫、土砂災害のそれぞれについて対象の区域内かどうか等により判断します。
- 管理ツールにより自動的に表示されます。管理ツールが使用できない場合にはこちらを参照してください。

- **自宅で待機する場合**

- － 浸水継続時間を確認し、問題がある場合は退避



自宅に留まる場合は浸水継続時間中の生活を考慮する必要がある

- **自宅上階へ垂直避難する場合**

- － 浸水継続時間を確認し、問題がある場合は退避
 - － 要支援者本人を自宅の上階へ安全に移動させることが可能な体制を検討する必要がある

- **親戚宅等へ避難する場合**

- － 避難先の親戚宅等の災害危険性や必要な備え等について確認が必要

<浸水継続時間とは>

浸水が始まってから水が引くまでの時間（洪水により浸水深が0.5m以上となってから、最終的に0.5m未満になるまでの時間）

浸水継続時間中は、電気・ガス等のライフラインの停止、介護者の来訪が難しい、必要な物品の調達等のための外出が難しい等の事態が想定される



市HP等で河川ごとに洪水による浸水継続時間を示したマップを確認できます

凡 例	
1時間未満	1
2時間未満	2
3時間未満	3
4時間未満	4
5時間未満	5

川崎市洪水ハザードマップ【川崎区】浸水継続時間（多摩川水系）（令和4年10月）より一部抜粋

29

- 避難方法ごとに留意点があります。まずは自宅建物内や親戚宅への避難についてです。
- マンションの上階に居住している等で自宅で待機する場合は、浸水継続時間を確認してください。市ハザードマップやガイドマップかわさきで確認できます。
- 浸水継続時間とは、浸水が始まってから水が引くまでの時間であり、その間はライフラインが停止したり、介護者の来訪や外出が難しい事態が想定されます。本人の状態等を踏まえて問題ないかどうか検討してください。
- 自宅上階へ垂直避難する場合も同様です。
- また、寝たきりの高齢者を、一般的な木造家屋のらせん状の階段を通して安全に持ち上げることは難しく、健康で力のある成人が2名は必要と考えられますので、そういった体制を確保できるか確認してください。
- 親戚宅等へ避難する場合、当該親戚宅等の災害危険性や、本人にとって必要な設備等が事前の備えとして準備できるかも確認してください。

「指定緊急避難場所」

…切迫した災害の危険から一時的に逃れるための場所（風水害の場合は小中学校等）

● 要配慮スペースの設置

- 避難してきた要配慮者の状況に応じ開設される、指定緊急避難場所内の場所（小中学校の教室等）
- 原則的に介護の提供等はなく、家族等の同行が必要
- 要配慮スペースでは、要支援者本人に必要な設備・環境が全て提供できるとは限らない

● 浸水想定区域内の指定緊急避難場所について

- 必要に応じて避難場所が上階に設置される
- エレベーターがない場合※は階段で上階へ移動

※エレベーターの有無はガイドマップ
かわさきで確認できます

＜二次避難所への移送＞

市内3か所の地域リハビリテーションセンター（南部・中部・北部）のほか、協定締結済みの社会福祉施設及び指定の市営施設

災害発生後、施設の安全確保や職員の配置等ののち開設され、容態が悪化した要支援者等が移送される（原則的に介護等の提供なし）



家族などの
支援がない場合、
指定緊急避難場所
への避難は困難

30

- 指定緊急避難場所へ避難する場合の留意点はこちらです。指定緊急避難場所とは、切迫した災害の危険から一時的に逃れるための場所であり、風水害の場合は小中学校等が指定されています。
- 指定緊急避難場所には、要配慮者の方が避難してきた場合に、状況に応じて小中学校の教室等に「要配慮スペース」が設置されます。
- ただし要配慮スペースでは、介護の提供等は原則ありませんので、家族等の同行が必要です。一般の避難者と同様、飲み物等を含めて必要なものは持参が原則です。
- また、浸水想定区域内にある指定緊急避難場所では、必要に応じて避難場所が上階に設置されることとなります。エレベーターがない場合は階段で移動することとなります。
- なお、災害発生後には、協定締結済みの施設等に二次避難所が開設され、必要な要支援者等については移送することとなります。ただし、施設の安全確保や職員の配置等の後となるため、開設まで時間がかかります。また、原則、介護等の提供はありません。

● 指定緊急避難場所の開設

- 原則的に「警戒レベル3 高齢者等避難」の時点で開設
- ただし、事前の予測が難しいゲリラ豪雨のような大雨の場合や、指定緊急避難場所に指定されている施設の状況によっては、開設が間に合わないことがある
- 指定緊急避難場所の開設状況を確認してから避難する必要がある

川崎市防災ポータルサイト

避難情報が発令されている地域や、指定緊急避難場所の開設状況を確認できる



川崎市防災ポータルサイトより

川崎市 防災ポータルサイト

かわさき防災アプリ

避難情報をプッシュ通知で受けられるほか、指定緊急避難場所の開設状況を確認できる



川崎市HP「かわさき防災アプリ」について より

31

- 指定緊急避難場所の開設タイミングについては、原則、「警戒レベル3 高齢者等避難」の時点となります。
- ただし、事前の予測が難しい場合や施設の状況によって、開設が間に合わない場合があります。川崎市防災ポータルサイトやかわさき防災アプリで開設状況を確認してから避難する計画としてください。

● 優先的に調整すべき対象者

- 要介護3以上の高齢者等のうち、自宅建物からの退避が必要と判断され、かつ次のいずれかの条件に当てはまる者
- 単身等（独居、高齢者世帯、同居家族の一時的不在または日中独居）
- 寝たきり（障害高齢者の日常生活自立度ランクB以上）
- 特別な医療を受けている（認定調査票の処置内容、特別対応が1以上ある）

● 避難先の施設（介護等を提供する施設（※1））

- 介護保険施設、地域密着型介護老人福祉施設
 - その他（※2）
- （※1）介護保険サービスとして、ケアプランに位置づけ利用することを想定
 （※2）通所介護の延長サービスや特定施設、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護で提供する短期利用等



入所者・利用者の生命・健康を維持するために必ず実施しなければならないサービスが優先されるため、受入または受入時の送迎対応ができない場合があります



施設に災害危険性がある場合、上階を利用するなど、通常と異なる環境である可能性があります



受入可能な避難のタイミングや滞在時間、日数等、利用の条件その他について施設と事前に調整が必要

32

- 介護等を提供する施設への直接避難についてです。こちらは介護保険サービスを利用した避難等です。
- 要介護3以上のうち単身、寝たきり、特別な医療を受けている高齢者の方等について、優先的に調整してください。
- 調整する避難先の施設としては、介護保険施設や地域密着型介護老人福祉施設、特定施設などの短期利用等が想定されます。
- 事業所によっては、タイミング等により受入や送迎対応ができない、一般の居室とは異なる環境での受入となるなど 通常のサービスと異なる可能性があります。利用の条件その他についてよく調整する必要があります。

● 避難経路検討のポイント

- 徒歩で避難する場合、歩行器や車いすで通ることができるか
- 普段利用している経路か
- 時間帯（夜間など）や時期等によって通りにくくなることはないか

● 大雨時に注意が必要な場所

- アンダーパスや地下通路
- 用水路の近くや水が溜まりやすい場所



大雨の状況を想定し、設定した避難方法で避難先まで安全に移動できるかを検討



洪水ハザードマップ（多摩区版）（多摩川/浸水深）より一部抜粋

33

- 避難先が決まったら、避難経路を検討します。
- 大雨の状況で、設定した避難方法で避難先まで安全に移動できるか、本人や家族に周辺地域の状況を確認いただきながら検討してください。

● 避難のタイミング

- 原則、「警戒レベル3 高齢者等避難」で避難
- 避難情報の発令を待たずに避難を開始することも検討
- 避難開始が遅れないよう※、気象情報や河川の水位、雨量の情報などを参考に、早い段階から連絡・調整や避難準備を進める
- 避難のタイミングを誰が判断し、どのように伝えるのかも検討

- 誰が
- どこに
- どうやって
- どんなタイミングで

※夜間に雨が強くなる可能性がある場合なども考慮してタイミングを検討しましょう

<警戒レベルごとの避難支援の例>

- | | |
|---------------------------|-----------------|
| 警戒レベル1 (早期注意情報など) | ➡ 計画の確認、支援者との連絡 |
| 警戒レベル2 (大雨・洪水注意報など) | ➡ 避難の準備、避難経路の確認 |
| 警戒レベル3 高齢者等避難 (大雨・洪水警報など) | ➡ 避難開始 |
| 警戒レベル4 避難指示 (土砂災害警戒情報など) | ➡ 避難完了 |
| 警戒レベル5 緊急安全確保 (大雨特別警報など) | ➡ この時点で移動は危険です |

警戒レベル	状況	避難行動等	避難情報等
警戒レベル5	災害発生又は切迫	既に災害が発生又は切迫している状況です。命を守るための最善の行動をとります。	緊急安全確保 (川崎市が発令)
<警戒レベル4までに必ず避難！>			
警戒レベル4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難しましょう。避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	避難指示 (川崎市が発令)
警戒レベル3	災害のおそれあり	避難に時間を要する人(高齢の方、体の不自由な方、乳幼児等)とその支援者は危険な場所から避難しましょう。その他の人は避難の準備を整えましょう。	高齢者等避難 (川崎市が発令)
警戒レベル2	気象状況悪化	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	大雨注意報等 (気象庁が発令)
警戒レベル1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 (気象庁が発令)

警戒レベル相当情報等(例)	相当する警戒レベル	降雨	洪水	水位
警戒レベル5相当	大雨特別警報	大雨	洪水発生情報	氾濫の発生
警戒レベル4相当	土砂災害警戒情報	大雨警戒情報	氾濫危険情報	氾濫危険水位
警戒レベル3相当	大雨警報	洪水警戒情報	氾濫警戒情報	避難判断水位
警戒レベル2相当		氾濫注意情報	氾濫注意水位	水防団待機水位
警戒レベル1相当				普段の水位

※1 災害の状況を確実に把握できるものではないなどの理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
 ※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じて、警戒の行動を見合わせ知ったり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。
 ※3 警戒レベル(避難情報等)と警戒レベル相当情報(気象や河川等の情報)が出るタイミングや対象地域は必ずしも一致しません。

これらは、自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。

- 次に避難のタイミングを検討します。要支援者については、原則、「警戒レベル3 高齢者等避難」で避難します。
- ただし、本人の状態や世帯の状況等によって、避難の準備に時間を要する方もいます。場合によっては、避難情報の発令を待たずに避難を開始することを検討してください。
- 夜間に雨が強くなる場合や急激に状況が変化する場合もあり、避難が必要だと思った時点で既に移動が難しい事態になってしまうこともあります。
- 避難開始が遅れないよう、気象情報や河川の水位、雨量の情報などを参考に、早い段階から連絡・調整や避難準備を進める計画としてください。
- また、避難のタイミングを誰が判断し、どのように伝えるかも検討してください。

● 避難支援者に関する基本的な考え方

- ① まずは家族
- ② 本人や家族の知人・友人、付き合いのある近隣住民等
- ③ 介護保険サービス事業所との連携
- ④ 地域との連携（日頃から地域団体等との繋がりがあある場合）

- 誰が
- どこに
- どうやって
- どんなタイミングで



● 介護保険サービス事業所と連携した避難支援

- 本人が日常的に利用している介護保険サービス事業所等に相談

<介護保険サービス事業所による支援の例>

- ✓ 警報級の情報の発表が予想される前日に、通所介護事業所と訪問介護事業所で連携し、送迎時に自宅上階への移動支援を行う
- ✓ 警報級の情報の発表が予想される前日の訪問介護や通所介護等の利用を中止し、介護等を提供する施設に車いすその他の必要な福祉用具（施設等で準備可能なものは除く）を搬入、短期入所生活介護等の緊急利用を行う など

▶▶▶ 前日や当日のサービス利用状況や職員・移動手段の確保状況、周辺地域の状況などにより、事業者側の対応可否も異なります

▶▶▶ 一人ひとりの状況に合わせた計画と災害時の早めの相談・調整が必要です

35

- 「どこに」「どうやって」「どんなタイミングで」を踏まえて、誰が避難支援を行うか。避難支援者を検討します。
- 避難支援者については、まず家族に相談し、家族が避難支援できないか、難しい場合は、本人や家族の知人・友人、日頃から付き合いのある近隣住民に支援を依頼できるか、本人等から直接相談してもらってください。
- 家族や身近な人の支援が得られない場合に、介護保険サービス事業所や地域との連携を検討します。
- サービス事業所と連携した避難支援については、本人が日常的に利用している事業所に協力していただけるかを確認してください。警報が発表される前からの自宅上階への移動支援や、短期入所の緊急利用などが考えられます。
- ただし、前日や当日のサービス利用状況や職員・移動手段の確保状況、周辺地域の状況などにより、事業者側の対応可否も異なります。
- 一人ひとりの状況に合わせて予め計画したうえで、災害発生のおそれのある時には、早めの相談・調整が必要です。

・ 地域と連携した避難支援

- 本人や家族と地域の町会・自治会や見守りボランティアなどが普段から繋がりがある場合、本人や家族から紹介していただき、協力内容を相談

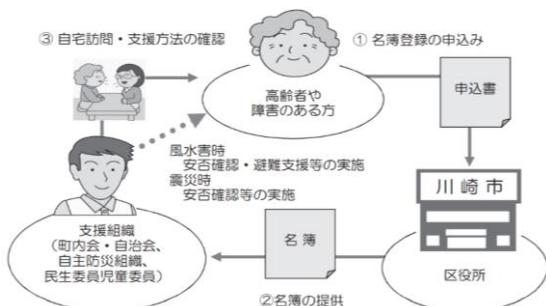
- 誰が
- どこに
- どうやって
- どんなタイミングで

<地域に避難支援を相談したい場合>

- ✓ 相談する団体側の負担にも十分に配慮
- ✓ 地域包括支援センターが行う地域ケア会議等で情報共有

地域との連携は
可能な範囲で
検討・調整ください

・ (参考) 災害時要援護者避難支援制度



- ✓ 地域への情報提供に同意される方々について名簿登録し、地域の支援組織に名簿を提供
- ✓ 個別避難計画が優先
- ✓ 本制度登録者の個別避難計画の作成有無は、町内会・自治会などの地域の支援組織に共有



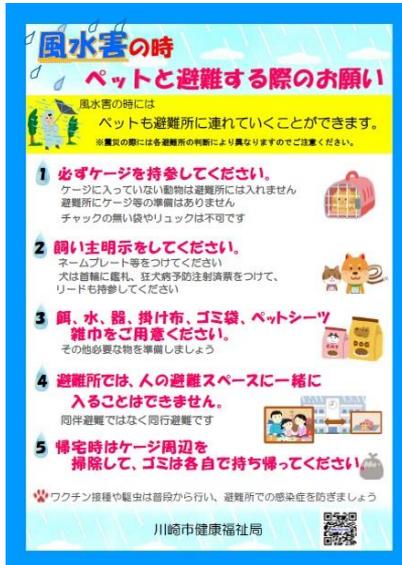
避難支援者の確保には、様々な関係団体を巻き込んで課題認識を共有し、複数の避難支援パターンを想定して、それぞれがどのように協力できるかを話し合うことが重要

36

- 地域と連携した避難支援については、家族や身近な人の支援や介護保険サービス事業所などから避難支援者が確保できない場合で、本人・家族と地域の町会・自治会や見守りボランティアなどが普段から声を掛け合うなどの繋がりがあるとき、その団体への相談も検討してください。
- 地域との連携は可能な範囲で検討・調整していただき、協力をいただける場合は、地域包括支援センターが行う地域ケア会議等で情報共有をお願いします。
- 参考まで、災害時要援護者避難支援制度について説明します。
- 本制度は、高齢者や障害者のうち地域への情報提供に同意される方々について名簿登録し、地域の支援組織に名簿を提供することにより、避難の支援を行うための制度です。
- 本制度の登録者であっても、個別避難計画の作成優先度の高い方については、個別避難計画を作成し、計画に基づく支援が優先されます。そのため、本制度登録者の計画作成の有無については、支援組織に共有されます。

● ペットの同行避難について（風水害時）

- 風水害の時にはペットも指定緊急避難場所に連れていくことが可能
- ただし、二次避難所等の施設には同行できない場合もあるので、事前に確認が必要
- 予め、ペットの一時預かり先を決めておくことが望ましい



川崎市ホームページ「風水害時におけるペットの同行避難」<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000117773.html> より 37

- ペットについては、風水害時には指定緊急避難場所に同行することはできますが、二次避難所等の施設には同行できない場合もあるため、避難先に事前に確認が必要となります。
- ペットホテルや親戚・知人に預けることも検討してください。

対象者本人及び家族を訪問し、災害危険性や計画作成の必要性を説明、計画作成と情報提供について同意を取得したら、聞き取りを行いながら計画内容を検討

・ **必要な資料**

- 対象者宅周辺のハザードマップ（各災害種）
- 【様式2】災害時個別避難計画の作成支援に関する案内資料
- 【様式3】同意書
- 【様式4】災害時個別避難計画様式【簡易版】

・ **説明の手順**

(1) 計画作成支援について説明・同意の取得（様式2,3,4）

- 案内チラシに沿って計画内容に責任や義務がないことなどを説明し、計画作成と情報提供の同意を得る
- 既に災害時の避難に関する計画を作成しているかも確認

(2) 自宅の災害危険性と避難の必要性の確認（ハザードマップ）

- ハザードマップを用いて、大雨時に自宅がどうなる可能性があるかを説明し、避難の必要性を理解してもらう

(3) 必要な聞き取り及び具体的な計画内容案の検討（様式4）

- 本人・家族の希望や状況、心配ごと、近隣住民との関係等を聞きとり、安全な避難先や移動支援の方法等を検討する



38

- 次のステップとして、対象者宅を訪問し、説明を行います。
- 訪問時に必要な資料は、対象者宅周辺のハザードマップと様式2、3、4です。
- まず、様式2案内チラシに沿って計画内容に責任や義務がないことなどを説明し、計画作成支援と情報提供について同意いただいたら、様式3同意書に署名してもらってください。
- 同意をいただいたら、ハザードマップを用いて大雨時に自宅がどのような可能性があるかを説明し、避難の必要性を理解してもらいます。
- そのうえで、様式4計画様式を用いて、2.3で説明した具体的な避難支援計画に関して必要な聞き取りや、計画内容案を検討します。なお、既に災害時の避難に関する計画を作成しているようでしたら、その内容を踏まえて、計画内容案を検討してください。

2. 計画作成の進め方
2.5 計画原案の作成

様式4
計画様式

マニュアル
p.33-34

本人・家族への聞き取りや（必要に応じて）情報収集、関係団体等との調整を踏まえて計画内容を検討し、計画原案を作成

新規作成の場合は「新規」、更新の場合は「更新」を選択

計画作成・提供について同意を得られた項目の「□」を「■」に

【様式4】 災害時個別避難計画【簡易版】									
								作成日・令和	<input type="checkbox"/> 同意あり <input type="checkbox"/> 同意あり <input type="checkbox"/> 同意あり
フリガナ	①対象者の基本情報							電話	FAX
氏名								要援護者避難支援制度の登録	
ハザードマップの状態	②対象者宅の災害危険性 (2.2参照) ※管理ツールの表示結果を記入							指定避難所	
								移動手段	
								車の有無	運転者
風水害	避難場所						避難先の連絡先		
	警戒レベル1								
	警戒レベル2								
	③災害時の避難方法等 (2.3参照)							共通事項等 (その他全般)	
避難場所						避難先の連絡先			
避難方法 避難経路									
地震	避難場所						避難先の連絡先		
	避難方法 避難経路								
避難支援者	氏名	総務省	住所	電話	FAX	役割			
	氏名	総務省	住所	電話	FAX	役割			
	氏名	総務省	住所	電話	FAX	役割			
災害時個別避難計画作成支援事業者									

39

- 次のステップとして、本人・家族への聞き取りやその他必要に応じて行う情報収集、関係団体等との調整を踏まえて、計画内容を整理し、計画原案を作成します。
- 計画様式は、こちらの図のような構成です。
- 川崎市介護支援専門員連絡会様の共通帳票等を添付して提出していただくので、避難支援に関する計画に概ね限定された簡易版となっています。
- 各項目の記載上の注意点については、マニュアル33～34ページを確認してください。

サービス担当者会議その他の方法により、避難支援者や関係者への説明及び意見聴取を行い、必要に応じて計画原案を修正



災害時避難計画【簡易版】 ()									
住所		避難先		避難経路		避難方法		備考	
<input type="checkbox"/> 本人・家族の同意 <input type="checkbox"/> 避難支援者(知り合い) <input type="checkbox"/> その他(内訳: 支援者 名)									
避難先	避難先住所	避難先住所		避難先住所	避難先住所	避難先住所	避難先住所	避難先住所	避難先住所
	避難先住所	避難先住所		避難先住所	避難先住所	避難先住所	避難先住所	避難先住所	避難先住所
	避難先住所	避難先住所		避難先住所	避難先住所	避難先住所	避難先住所	避難先住所	避難先住所
	避難先住所	避難先住所		避難先住所	避難先住所	避難先住所	避難先住所	避難先住所	避難先住所
避難経路	避難経路	避難経路		避難経路	避難経路	避難経路	避難経路	避難経路	避難経路
	避難経路	避難経路		避難経路	避難経路	避難経路	避難経路	避難経路	避難経路
	避難経路	避難経路		避難経路	避難経路	避難経路	避難経路	避難経路	避難経路
	避難経路	避難経路		避難経路	避難経路	避難経路	避難経路	避難経路	避難経路
避難方法	避難方法	避難方法		避難方法	避難方法	避難方法	避難方法	避難方法	避難方法
	避難方法	避難方法		避難方法	避難方法	避難方法	避難方法	避難方法	避難方法
	避難方法	避難方法		避難方法	避難方法	避難方法	避難方法	避難方法	避難方法
	避難方法	避難方法		避難方法	避難方法	避難方法	避難方法	避難方法	避難方法

<主な確認事項>

- ✓ 対象者宅の災害危険性と避難の必要性
- ✓ 避難先と避難方法・避難経路
- ✓ 避難のタイミング
- ✓ 避難支援者（移動を支援する者）と安否確認者の役割
- ✓ 災害時のペットの扱い
- ✓ その他留意点 等



修正を行ったら、計画内容について本人・家族・避難支援等実施者が同意した上で共有します

- 次のステップとして、会議の開催・意見調整を行います。
- 作成した計画原案の内容について、サービス担当者会議その他の方法により、右の主な確認事項等について、避難支援者や関係者への説明を行うとともに、意見を聞き取り、必要に応じて計画原案を修正します。
- 修正を行ったら、計画内容について本人・家族、避難支援等実施者に確認し、同意したうえで共有してください。

<計画内容について>

- 避難先は、自宅の災害危険性を踏まえて安全を確保できる場所になっているか。
※ 例えば、浸水深が3.0~5.0mなのに、自宅（戸建2階）を避難先にしていないか。
- 避難の判断基準と判断者が明確になっているか。
- 避難先への移動を支援する者（避難支援者）と移動手段が明確になっているか。
- 避難の判断から避難先への移動完了までの手順が明確になっているか。
- 避難の準備や移動開始のタイミングが明確になっているか。
- 本人の状態や世帯状況、支援者の負担を踏まえた、無理のない現実的な計画になっているか。
- （応用）災害が発生しなかった場合は一晩程度、災害が発生した場合は少なくとも数日間、避難先に滞在することが想定されるが、その際の留意点は明確になっているか。
- （応用）日中／夜間／曜日等（利用サービスや家族の状況等）で対応が異なる場合、そのことが考慮された計画になっているか。

<関係者の理解について>

- 本人・家族は、自宅の災害危険性から避難（または待機等）の必要性を理解しているか。
- 本人・家族は、介護等を提供する施設に避難した場合に費用負担があることを合意しているか。
- 安否確認者や避難支援者が、行動の判断基準を理解しているか。
- 全ての関係者（本人・家族・避難支援等実施者等）が計画内容を理解し、合意していますか。

**※全てにチェックが入っていないと計画を提出できないということではありません。
提出前の確認や、ケアマネジャー同士での意見交換などに活用してください。**

41

- こちらは、作成した計画の内容について、実際の災害時に役立つものとなっているかという視点で確認するためのチェックリストです。
- 全ての項目が✓できなければ提出できない ということではありませんし、結果の提出を求めているものでもありません。
- 提出前の確認や、ケアマネジャー同士での意見交換などで、計画の実効性を確認するために適宜活用してください。

3. 計画の提出・見直し

42

- 3. 計画の提出・見直し
- ここでは、作成した計画の提出や見直しについて、マニュアル3章に沿って説明します。

3. 計画の提出・見直し

3.1 計画の提出

様式3 同意書
様式4 計画様式
様式5 共通帳票

マニュアル
p.37

・ 提出物

- 【様式3】同意書
- 【様式4】災害時個別避難計画【簡易版】
- 【様式5】共通帳票（※）
（※）川崎市介護支援専門員連絡会から本事業にご協力いただいた参考様式
会員以外は事業所等で使用している帳票を使用可

・ 提出先

<https://logoform.jp/form/FUQz/398550>



- ※ 【様式3】は、**写真データ（JPEG形式など）**でご提出ください
なお、原本は事業所で保管してください
- ※ 【様式4】【様式5】はExcel形式のまま提出してください



検討・調整の結果、計画内容（項目）が全て網羅できなかった場合にも、その旨の報告とともに計画書等を提出してください

43

- 計画の提出方法はこちらのとおりです。
- 提出物は、様式3 同意書、様式4 災害時個別避難計画簡易版、様式5 共通帳票となります。計画等の提出は、こちらに記載の市ロゴフォームからお願いします。
- 様式3については写真データでご提出いただき、原本は事業所にて保管してください。
- 様式5について、川崎市介護支援専門員連絡会様の共通帳票を使用していない場合は、事業所等で使用している帳票でも構いません。
- なお、計画内容について、検討・調整の結果、全ての項目が網羅できなかった場合にも、計画書等を提出してください。また、提出の際には、理由についてもご報告をお願いします。

● 作成支援費の支払い

- 作成支援費は1件あたり7,000円
- 四半期（※）ごとにLogoフォーム内で登録された口座に振込みます

（※）提出期日および振込予定一覧

提出期日	交付決定・振込予定
6月末	7月末
9月末	10月末
12月末	1月末
3月末	4月末

注) 令和6年3月に限り、交付決定・振込予定は7月末

44

- 作成支援費の支払いはこちらのとおり予定しています。
- 新規作成及び更新ともに、1件あたり7,000円です。表に示しているように、4半期ごとにロゴフォーム内で登録された口座に振り込む予定です。

本人・家族や関係者で計画の内容を定期的に確認するとともに、要支援者本人の状態や、家族や支援者の状況が変わったら、必ず見直しを行います

・ 見直し時期・方法

- 避難時の配慮に関する事項や避難場所、避難経路の情報等に重大な変更が生じたときや、本人の心身の状態や家族・世帯の状況などが変化したとき
➡ 「2.3 避難方法の検討」から「2.6 会議の開催・意見調整」まで見直し
- 本市のハザードマップが修正されたとき
➡ 既存の対象者以外を含めて、「2.1 対象者の選定」から見直し

➡➡➡ **見直し後、必要な修正を加えて更新した計画を市に提出します**

・ 注意点

- 6～10月の梅雨・台風期間の前に、一度本人・家族と一緒に計画内容を確認
- 担当ケアマネジャーが交代した際には、個別避難計画についても引き継ぎを行い、内容を確認



45

- 最後に、個別避難計画の更新について説明します。
- 作成された計画が、常に実態に即したものとするため、本人・家族や関係者で計画の内容を定期的に確認してください。
- また、避難時の配慮に関する事項や避難場所、避難経路の情報等に重大な変更が生じたときや、本市のハザードマップが修正されたときは、計画の見直しをお願いします。
- 見直したときは、あらためて計画を提出してください。
- そのほか、担当ケアマネジャーが交代した際にも適切に引き継ぎ、内容を確認するようにしてください。

質疑応答

具体的な作成方法や提出等に関するご相談・ご質問がありましたら、下記の問合せ先までお問合せください。

問合せ先（令和5年度）：

- 個別避難計画の作成支援、更新及び作成支援費に関すること
川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課給付係 044-200-2687
- 個別避難計画の提出に関すること
川崎市健康福祉局総務部危機管理担当 044-200-0784
- 本研修会に関すること
国土防災技術株式会社（川崎市業務委託先）技術本部技術推進部内
個別避難計画作成支援者研修会事務局（担当：大沼、大木、水島）
 - TEL：048-833-0421（平日9:00-17:00）
 - Email：bosai@jce.co.jp



※令和6年度からは、コールセンターを設置予定

46

- 説明は以上です。不明点がありましたら、問合せ先までご連絡ください。